

上尾市下水道指定工事店規則の一部を改正する規則新旧対照表

上尾市下水道指定工事店規則（平成18年上尾市規則第29号）

改正案	現行
<p>(指定工事店の指定の申請)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>選任責任技術者名簿</u></p> <p>(5) <u>選任する責任技術者の下水道排水設備工事責任技術者証</u>(登録をした市長の交付したもの)の写し</p> <p>(6) <u>選任する責任技術者の雇用関係を証する書類</u></p> <p>_____</p> <p>(7)及び(8) 略</p> <p>3 前項第3号に掲げる営業所又は店舗の平面図・付近見取図は、第2号様式によるものとし、同項第4号に掲げる<u>選任責任技術者名簿</u>は、第3号様式によるものとする。</p>	<p>(指定工事店の指定の申請)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>専属責任技術者名簿</u></p> <p>(5) <u>専属する責任技術者の下水道排水設備工事責任技術者証</u>(登録をした市長の交付したもの)の写し</p> <p>(6) <u>雇用関係を証する書類その他の責任技術者の専属を確認することができる書類</u></p> <p>(7)及び(8) 略</p> <p>3 前項第3号に掲げる営業所又は店舗の平面図・付近見取図は、第2号様式によるものとし、同項第4号に掲げる<u>専属責任技術者名簿</u>は、第3号様式によるものとする。</p>